

選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）

(提出先)

年 月 日

大阪市

区選挙管理委員会委員長 あて

(申出者) 氏名印

○

住所

(電話番号)

〔申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。〕

下記のとおり、政治活動（選挙運動を含む。）をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

なお、閲覧事項の転記（入力）用としてノートパソコン等を使用する際は、転記作業に必要な機能（カメラ・ネットワーク・メール機能等）を閲覧中使用しないことを誓約します。

1	活動の内容	政治活動（選挙運動を含む）							
2	閲覧事項の利用の目的	（できる限り具体的に記載すること。）							
3	閲覧者の氏名及び住所	氏名	住所						
4	閲覧事項の管理の方法	〈管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。〉 <table border="1"> <tr> <td>閲覧事項の管理体制</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閲覧事項の廃棄の時期</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閲覧事項の廃棄の方法</td> <td></td> </tr> </table>		閲覧事項の管理体制		閲覧事項の廃棄の時期		閲覧事項の廃棄の方法	
閲覧事項の管理体制									
閲覧事項の廃棄の時期									
閲覧事項の廃棄の方法									
5	閲覧対象者の範囲								
6	閲覧者に関する事項	（閲覧者が申出者の指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員、構成員である旨記載すること。）							
申出者が公職の候補者等であるとき									
7	立候補しようとする選挙の種類	選挙	（現職の場合はその職名）						
8	候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、公職選挙法第 28 条の 2 第 4 項の規定による申出を ☐ する ☐ しない							
申出者が政党その他の政治団体であるとき									
9	政治団体閲覧事項取扱者の範囲								
10	承認法人の申出	別添申出書のとおり、公職選挙法第 28 条の 2 第 7 項の規定による申出を ☐ する ☐ しない							
備 考		（添付書類について記載すること。公職選挙法施行規則第 3 条の 2 第 2 項ただし書の規定により同項第 2 号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者（少なくとも 1 人）の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。）							